

令和 8 年 4 月 1 日
愛 知 県

公益信託認可等に関する審査基準

公益信託に関する法律第 7 条、第 12 条及び附則第 4 条の認可に当たっては、「公益信託認可等に関する運用について（公益信託認可等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定。当該ガイドラインにおいて参照する「公益認定等に関する運用について（公益認定等ガイドライン）」（内閣府公益認定等委員会決定）を含む。）を行政手続法第 2 条第 8 号口の審査基準とする。